

入 札 説 明 書

滋賀県立大学
学術情報ネットワーク接続回線
(冗長回線)一式の調達

令和 7 年 5 月

公立大学法人滋賀県立大学

入札説明書

目 次

1 入札に付する事項	1
2 入札に参加する者に必要な資格	1
3 入札および開札	2
4 入札保証金ならびに契約保証金	4
5 無効の入札書	4
6 落札者の決定	4
7 契約書の作成	4
8 契約条項	5
9 入札参加者に要求される事項	 5
10 一般競争入札参加資格審査に関する事項	5
11 その他必要な事項	5
別記	6
参考規程	8

別紙様式 様式1～3

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。)、本件調達に係る入札公告(以下「入札公告等」という。))のほか、公立大学法人滋賀県立大学(以下「県立大学」という。))が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。))が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線) 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。(参考規程[注1])
- (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査する。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しないものであること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 電気通信事業法(昭和59年法律86号)に基づき電気通信役務(電気通信事業)を行う者として「電気通信事業者」の認可を受けていること。
- (8) SINETデータセンター(大津データセンターまたは彦根データセンター)と接続する回線サービスの提供実績を有すること。
- (9) 入札参加者またはその代理人は2(7)、(8)に掲げる資格を有することを証する書類を令和7年5月30日(金)17時までに2(10)イに示す場所に提出しなければならない。
 - ア 「電気通信事業者」の認可証の写し 1部
 - イ 会社の概要(滋賀県内営業拠点の開設日等が分かるもの)やエリアマップ等を記した会社案内等の印刷物 1部
 - ウ SINETデータセンター(大津データセンターまたは彦根データセンター)と接続する回線サービスの提供実績を証する書類 1部
- (10) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式1「入札参加資格確認申請書」(以下「資格確認申請書」という。))を下記イに示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。
 - ア 「資格確認申請書」提出期間 令和7年5月21日(水)から令和7年5月30日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。))の9時から17時までとする。

イ「資格確認申請書」の提出場所および問い合わせ先

滋賀県立大学事務局 経営企画課(企画情報係)

〒522-8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8238

- (11) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、入札説明書交付時に「一般競争入札参加資格審査申請書」を受取り、提出しなければならない。「一般競争入札参加資格審査申請書」が提出された場合は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期間 2(10)アと同じ

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所および問合せ先 2(10)イと同じ

3 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、要求仕様書および別添契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札書(別紙様式2)を別記3の日時および場所に持参することとし、郵送その他の方法による入札は認めない。入札書は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「6月5日開札[滋賀県立大学 学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)一式]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状(別紙様式3)を提出しなければならない。
- ア 入札金額(「学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)」一式にかかる月額利用料)
- イ 入札の目的(「学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)」一式)
- ウ 履行場所
- エ 履行期間
- オ 入札保証金額 免除
- カ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- キ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印
- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合(入札金額の訂正を除く。)は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。

- (8) 入札参加者またはその代理人は、「学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)」標準月額利用料の履行期間に要する総額その他、機器の輸送、搬入、設置、配線、調整、機材の撤収、廃棄物処分等に要する一切の諸経費を含め、提供期間中の総費用60ヶ月分の1に当たる「学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)」一式にかかる月額利用料を見積もって入札金額とすること。
- (9) 入札金額は、1カ月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、請負代金または物品代金の前金払の有無、前金払の割合または金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 入札公告等により「一般競争入札参加資格審査申請書」を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該申請者は入札に参加することができない。
- なお、資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該申請者に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知が行われる。
- (12) 開札の日時および開札の場所は、別記3の(1)のとおり。
- (13) 入札(再度入札を含む。)を行う室(以下「執行室」という。)には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は入室することができない。
- (14) 入札参加者またはその代理人は、入札開始後においては、当該執行室に入室することができない。
- (15) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に身分証明書を提示しまたはその写しを提出しなければならない。
- (16) 入札参加者またはその代理人は、入札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (17) 入札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
- ア 当該執行室へ出入りした者
 - イ 私語、放言等をした者
 - ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
 - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (18) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (19) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その場で直ちに再度の入札をする。
- (20) 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に金額内訳書の提出を求めることがある

ため準備しておくこと。なお、落札者は入札終了後に金額内訳書を提出することとする。

4 入札保証金ならびに契約保証金

2の(2)(7)(8)の入札資格要件により、入札保証金ならびに契約保証金は免除する。

5 無効の入札書

入札書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) この公告に示した契約を履行することができると公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に(特別の事情があるときは、指定の期日まで)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

9 入札参加者に要求される事項

入札参加者またはその代理人は、令和7年5月30日(金)17時までに、2(2)に掲げる資格を有することを証する書類および2(9)に掲げる資格を有することを証する書類を、別記2に示す場所に提出し、入札参加資格を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、仕様を満たしていないとの判定がなされたときは、応札を不可とし、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付けて文書またはその他の方法により通知が行われる。

10 一般競争入札参加資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

(機 関 名) 滋賀県立大学事務局 経営企画課(企画情報係)

(郵便番号) 522-8533

(所 在 地) 彦根市八坂町2500

(電話番号) 0749-28-8238

11 その他必要な事項

(1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札説明会は開催しない。

(3) 本件調達に関しての照会先は、別記6のとおり。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 物件名

滋賀県立大学学術情報ネットワーク接続回線(冗長回線)一式の調達

(2) 物件の特質等 仕様書のとおり。

(3) 履行期間 令和7年9月21日から令和12年9月20日まで

(4) 履行場所等

- ・滋賀県立大学図書情報センターコンピュータ室他
(彦根市八坂町2500)
- ・SINET 彦根-DC
- ・拠点間の回線等

(5) 物件の導入施工期間

施工開始日から令和7年8月6日(水)までとする。

(6) 稼働期限

令和7年9月21日(日)までに遅滞なく稼働させること。

2 契約条項を示す場所および日時

(機 関 名) 滋賀県立大学事務局 経営企画課(企画情報係)

(郵便番号) 522-8533

(所 在 地) 彦根市八坂町2500

(日 時) 令和7年5月21日(水)から令和7年5月30日(金)まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く)の9時から17時まで

3 入札、開札の場所および日時

(1) 入札の日時および場所

(入札日時) 令和7年6月5日(木) 13時30分

(入札場所) 滋賀県立大学管理棟3階教授会室

(2) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに入札者立会いの上行う。

(3) 不調時における再入札の日時および場所

(入札日時) 令和7年6月5日(木)

(入札場所) 滋賀県立大学管理棟3階教授会室

(4) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに行う。

4 入札説明会の日時および場所

入札説明会は開催しない。

5 質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。

その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 受付期間

持参・郵送・FAX・電子メールにより、令和7年6月2日(月)必着とする。

(2) 質問方法

「質問表」(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて別記6に示す場所へ提出すること。

(3) 回答方法

質問を受理した日から3日(土曜日、日曜日および祝日を除く)以内に質問者へ書面(文書、メールまたはFAX)にて回答する。また、公平性を保つために必要と判断した場合は本学ホームページ上での回答を行う。

(4) 質問および回答の閲覧

すべての質問および回答の内容について、別記6に示す場所において閲覧できるものとする。閲覧の日時は令和7年5月21日(水)から令和7年6月3日(火)の9時から17時(12時～13時を除く)とする。

6 当該調達に関する問い合わせ先

(機関名)	滋賀県立大学事務局経営企画課(企画情報係)
(郵便番号)	522-8533
(所在地)	彦根市八坂町2500
(電話番号)	0749-28-8238
(FAX番号)	0749-28-8475
(E-mail)	joho@office.usp.ac.jp
(担当者)	入札執行者 (橋本)
(照会方法)	文書により行うこと。

[注 1]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

[注 2]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付す場合において、第2条の規定により契約責任者が定めた資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とき。

[注3]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(契約保証金の納付の免除)

第40条 契約責任者は、第38条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として滋賀県が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署またはこれに準ずる公共的団体との契約または電気、ガスもしくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (8) 不動産の買入れ、不動産もしくは物品の借入れ、委託その他契約の性質または目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。